

作業療法士協会会員各位

「養成教育および臨床実習での学生に対するハラスメントの予防」について

日本作業療法士協会養成教育部 部長 澤 俊二

教育機関や職場において「ハラスメント harassment (嫌がらせ)」が大きな問題になっております。ハラスメントには、以下の4つがあります。

- ① **セクシャル・ハラスメント**：職権を使った性的な嫌がらせで精神的・肉体的損害を与えること
- ② **パワー・ハラスメント**：職権などのパワーを背景にして、本来業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること
- ③ **アカデミック・ハラスメント**：教育環境下において、教員が学生に対して職権を使った嫌がらせを行い、学生が主体的に学ぶ権利を損なうこと
- ④ **モラル・ハラスメント**：言葉や態度による精神的な暴力によって相手の心を傷つけること

マスコミにおいても、職場においても、教育機関においても、家庭においても、社会全体が個人の人権を守るために、「ハラスメント」を許容してはいけないという認識が高まってきています。すでに、男女雇用均等法にあるセクシャル・ハラスメント条項などに代表される法的規制があります。また、欧米では、30年前からセクシャル・ハラスメントが表面化し、それに対する法律は厳罰化の方向に向かっています。そして、欧米においては、モラル・ハラスメントに対する法制化の動きを強めています。

我が国の教育機関では、「ハラスメント防止対策ガイドライン」を制定し、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどに対する教育機関全体での取り組みが進み、免職など懲戒処分を含め厳罰化を明確にする教育機関が増えてきています。職場でも同様の取り組みをすることで増加しています。そして、日本作業療法士協会では、対象者の人権を尊重する観点から、作業療法士の倫理規定を設けその徹底を図っております。

学生は、教員、臨床実習指導者から「ハラスメント」を受ける可能性があります。また、クライアントからも「ハラスメント」を受ける場合があります。一方、学生は、クライアントや教員、臨床実習指導者に「ハラスメント」を起こす可能性を秘めています。

教員および臨床実習指導者は、学生に対する各種「ハラスメント」に関する問題について真剣に受け止め、学生に対して絶対に「ハラスメント」を起こす存在であってはなりません。学生にとって良好な教育環境にしていくことは養成教育の現場では常に課せられた課題です。そのためには、「ハラスメント」がない、起こしにくい環境にする不断努力が必要です。臨床実習施設もまったく同様の認識に立つことが、学生に倫理を教える最前線では心すべきことではないかと考えます。「ハラスメントの予防」は、「ハラスメント」に対して臨床実習施設と教員とが、共通認識を持ち一体となって取り組むべき課題であろうと思います。また、教員、臨床実習指導者には、学生が各種「ハラスメント」を正しく認識し適切に対応するための取り組みが求められているといえます。

教育現場・臨床実習現場で学生に対する各種「ハラスメント」を起こさない、起こさせない、を是非教育関係者および臨床実習指導者には、継続的な啓発と取り組みを促していただきますようお願い申し上げます。